

# 香川県の犬猫対策についての提言

香川県犬猫対策検討委員会

平成 29 年 12 月

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 香川県における犬猫の現状と課題
  - (1) 所有者不明の犬猫について
  - (2) 譲渡について
  - (3) 普及啓発について
- 3 犬猫の収容及び殺処分の減少を図るための提言
  - (1) 飼い犬・飼い猫管理及び所有者不明の犬猫対策について
  - (2) 保健所に収容される犬猫の譲渡推進について
  - (3) 動物愛護に係る普及啓発の強化について
  - (4) 動物愛護センターを中心とした取組みについて
- 4 おわりに

香川県犬猫対策検討委員会 設置要綱

香川県犬猫対策検討委員会 委員名簿

香川県犬猫対策検討委員会 開催状況

## 1 はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、ペット、特に、犬や猫は家庭や社会の中でますます存在感が大きくなっている。

ペットと暮らすことは、人に安らぎや生きがいを与えるだけでなく、規則正しい生活や運動習慣から、飼い主の通院回数が減り医療費の削減に繋がるなど、人間の健康に良い影響を与えとも言われているが、その一方で、知識や心構えが十分でないまま安易に動物の飼育を始めての途中放棄、不適切な飼育管理による周囲への迷惑や危害、所有者不明の犬猫への無責任なエサやりによる、いわゆる「野良犬」や「野良猫」の増加等により、住民間のトラブルや感情的な対立を引き起こす事例が後を絶たない。また、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等、疾病の感染源として、人の健康を損なう事例も明らかにされてきている。

全国的には、平成 16 年度には約 41 万 8 千頭であった犬猫の収容数が、平成 28 年度には 12 万 6 千頭になり、殺処分率も 94.4%から 51.0%に減少する中、香川県では平成 16 年度に 7,426 頭であった収容数が、平成 28 年度に 3,896 頭、殺処分率も約 97.6%から 75.8%と、いずれも減少幅が全国に比べ低い状況にある。

こうした状況の中、平成 29 年 4 月に「香川県犬猫対策検討委員会」が設置され、香川県における犬猫の収容及び殺処分の減少につながる取組み等について議論を行ってきたところである。ここに提示する「香川県の犬猫対策についての提言」は、検討委員会での議論を取りまとめた提言である。

## 2 香川県における犬猫の現状と課題

### (1) 所有者不明の犬猫について

環境省の動物愛護管理行政事務提要（平成 29 年度）によると、平成 28 年度、香川県（中核市である高松市を含む。）は、犬の収容数 2,509 頭、殺処分数 1,875 頭であり、犬の殺処

分率は全国ワースト 1 位、猫の収容数 1,387 匹、殺処分数 1,079 匹であり、猫の殺処分率は同 17 位となっている。

他県で収容される犬猫の多くが飼い主に返還される可能性のある迷い犬や迷い猫であるのに対し、香川県では大半が所有者不明の犬猫が野外で繁殖し成長したものであるため、飼い主がおらず返還されないこと、警戒心が強く、人に馴れないので新たな飼い主への譲渡が困難であることが、殺処分の多さに結びついていると考えられる。

香川県は、温暖な気候で越冬しやすく、住処となる山野と人家が近いためエサを確保しやすく、群れを形成しやすい地理的な特徴があることに加え、所有者不明の犬猫への不適切なエサやり行為がいたるところでなされており、野外にいる犬猫の栄養状態が良くなるなど、繁殖条件が揃っていることも、殺処分の多さに拍車をかけている。

所有者不明の犬猫が野外に多く生息し、繁殖している状況は、咬傷など犬猫に起因する事故の危険性を増すだけでなく、世界のほとんどの地域で依然として発生し、国内への侵入の脅威にさらされている狂犬病が、万が一侵入した際の危険性を高める。また、昨今、マダニが媒介する感染症として注目されている SFTS（重症熱性血小板減少症候群）など他の感染症についても、野生動物やダニ等の感染症を媒介する生物との接触機会が増え、感染症の原因となる宿主の増数と媒介の機会を増やして、人が感染症等に曝露される危険を拡大することにつながる。

また、所有者不明の犬猫が繁殖を続け、数を増やすことは、交通事故や感染症、収容による殺処分などで失う命を増やすことに繋がり、動物愛護の観点からも問題とすべき状況である。

所有者不明の犬猫の絶対数を減らすこと、新たな所有者不明の犬猫を増やさないことが香川県の課題と考える。

## （２）譲渡について

動物愛護管理行政事務提要（平成 29 年度）によると、平成 28 年度香川県の犬の譲渡数は 537 頭、猫の譲渡数は 314 匹である。これは人口 10 万人あたりに換算すると、全国上

位に位置する数値であり、香川県が実施してきた譲渡推進の取組みやボランティアの活動については、一定の効果が出ているものと考えられる。人口規模の小さい香川県において、今後更に譲渡を推進していくには、これまで以上の取組みが必要である。

「保健所＝殺処分」ではなく、生かすための譲渡推進事業を行っていることや、家庭にペットを迎え入れる際の選択肢の1つとして保健所からの譲渡もあることを広く県民に周知し、例えば人への攻撃性がない、重大な疾病を有していない等の譲渡適性のある犬猫については、可能な限り譲渡につなげることが必要である。

### (3) 県民への啓発について

環境省の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」にあるように、動物の命の尊厳を守り、尊重することが求められていると同時に、人と動物が共生する社会を形成するため、動物が人の生命・身体・財産を侵害することのないよう、飼い主が適正に動物を管理する必要がある。

しかしながら、県民の動物愛護管理に対する考え方は多様である。お互いの意見を否定したり、殺処分という行為を単に否定するのではなく、様々な主体（地域住民・ボランティア・行政など）が協働して、主体的に、殺処分の対象となる犬や猫が生まれてくる事が無いような地域社会と環境を作っていかなければならない。

犬や猫は本来、人に適正に管理されているべき飼育動物であるにもかかわらず、行政が県民の税金を使って、所有者不明の犬猫の飼育・管理・処分を行っている現状は、望ましい姿ではない。

犬や猫に関する様々な問題の改善を図るうえで鍵となるのは、県民全体の動物愛護や動物福祉、公衆衛生に係る意識改革である。犬の殺処分率ワーストという結果を見ると、これまで県が行ってきた啓発が十分な効果を上げているとは言い難い。香川県で起きている犬や猫の問題について、また、その問題に対し様々な取組みが行われていることについて、県民への周知が不足している。県民の多くは、「殺処分率ワースト」という結果についてのみ新聞やテレビなどの報道等で見知っているだけで、所有者不明の犬猫が多い要因、感染

症等の健康危害に関わる知識、行政が行っている取組み、ボランティア等の努力や活動についてまで、十分に知る機会が無かったのではないかとと思われる。

また、所有者不明の犬猫への不適切なエサやり行為が、犬や猫による近隣住民への危害や糞尿被害を招き、個体の栄養状態が良くなることで繁殖が進み、これが所有者不明の犬猫の増加・収容数の増加・殺処分の増加、という悪循環を招いていることに対して、多くの県民は十分に知らされておらず、また関心も薄いと思われる。不適切なエサやり行為を継続的に行っている人や、捕獲妨害行為を行っている人に対しては、その行為が結果として殺処分になる不幸な犬猫を増やす原因となっていること、通学路で登下校中の子どもが野外にいる犬に追いかけられるなど、近隣住民の中には動物を原因とする被害を受けている場合もあることを伝え、粘り強い啓発が求められる。

### 3 犬猫の収容及び殺処分の減少を図るための提言

本委員会としては、前述の課題を解決するために、次の基本的な考え方にに基づき、提言を行うものである。

#### 【基本的な考え方】

- ・犬や猫は本来、人に適正に管理されているべき飼育動物
- ・動物の命の尊厳・尊重と同時に、動物が人の生命・身体・財産を侵害することがないように、適正に動物を管理することが必要
- ・殺処分は動物福祉及び公衆衛生保持のため最低限は必要

#### (1) 飼い犬・飼い猫管理及び所有者不明の犬猫対策について

課題解決のためには、まず、適正に管理されていない飼い犬の管理徹底と、所有者不明の犬の捕獲・収容の強化により、所有者不明の犬を激減させることが必要である。

捕獲・収容の強化により、一時的には収容数・処分数が増加するが、県民への危害防

止と、将来的に殺処分につながる所有者不明の犬の増数阻止のためには、必要な措置であり、早急な実施が不可欠である。

猫については、飼い猫の室内飼育や不妊去勢手術の普及に加えて、糞尿汚染等住民間のトラブル軽減のため、適切な給餌・清掃活動と徹底した不妊去勢手術を伴う地域猫活動の普及など、所有者不明の猫対策が必要である。

### ○具体的な取組み

- ・所有者不明の犬の捕獲・収容について、特に住民からの協力と理解を得るための周知
- ・重点地区を定め、一定期間集中・強化しての捕獲・収容
- ・捕獲や収容とは異なる、人と動物の共生の手法（地域猫活動など）について、継続的な普及啓発と支援
- ・不妊去勢手術や所有明示（マイクロチップ施術等）の徹底、犬の係留義務、猫の室内飼育努力義務の遵守等、適正な飼い方を飼養者に徹底

## （２）保健所に収容される犬猫の譲渡推進について

課題解決のためには、これまでに行っている譲渡推進事業について取組みを強化・継続する必要がある。ただし、安易な譲渡はネグレクト（飼育放棄）や遺棄を増やす原因になることも考えられるため、譲渡を行う際には、その犬猫が新たな所有者不明の犬猫を生み出すことが無いよう、また、咬傷事故や感染症等の健康被害の原因とならないように、飼い主となる人に対し、不妊去勢手術の実施を含めた適正な飼い方を周知するとともに、譲渡後にも、飼い主が適正に飼養を続けることができるようフォローすることも大切である。

また、譲渡推進に大きく貢献している譲渡ボランティア等の活動の周知や、ボランティア育成研修の実施など、すそ野を広げる取組みや、活動支援の取組みを行うことも重要である。

## ○具体的な取組み

- ・不妊去勢手術費用等経費面での支援
- ・譲渡適性がある犬猫の適正な譲渡と、不妊去勢手術の徹底
- ・保健所や譲渡ボランティアからの譲渡情報を、SNS など様々な広報媒体を活用し、県民に広く周知
- ・活動の広報など、ボランティアを増やすための啓発
- ・診療費等経費面やミルク等物資面の支援など、ボランティア活動を支援する事業の拡充
- ・動物由来感染症や不妊去勢手術の必要性等の適正な飼育に必要な譲渡前・譲渡後研修の実施など、フォロー体制の充実

### (3) 動物愛護に係る普及啓発の強化について

課題解決のための長期的取組みとして、犬や猫の飼い主及び県民全体に対する継続的かつ強力な広報・啓発が必要である。

現在の香川県の状況を改善するためには、犬猫を飼っている人や、動物愛護に関心を持っている人だけではなく、子どもからお年寄りまでの全ての世代を通じて、動物愛護に関心が無い人にも、行政の取組みや、ボランティアの活動について広く知ってもらう必要がある。

また、子どもの頃から動物の命について学ぶことが大切なことから、年齢や理解力に合わせた次世代教育を実施するなど、能動的な広報・啓発の実施が重要である。

長年持ち続けている習慣・意識を変えることは非常に難しいことから、息の長い、丁寧な広報・啓発を続けていくことも重要である。

## ○具体的な取組み

- ・あらゆる広報媒体を活用した適正飼養の普及啓発
- ・不適切なエサやり行為等を継続して行う人等にターゲットを絞った効果的な普及啓発



- ・理解力に合わせた、具体的内容での世代別動物愛護福祉教育・啓発方法の開発
- ・出前講座や学校等での出張授業の実施、駅前や大型ショッピング施設などでの啓発活動等、普及啓発機会の増加
- ・不妊去勢手術や所有明示の徹底、犬の係留義務、猫の室内飼育努力義務の遵守等、適正な飼い方を飼養者に徹底（再掲）
- ・動物由来感染症や不妊去勢手術の必要性等の適正な飼育に必要な譲渡前・譲渡後研修の実施など、フォロー体制の充実（再掲）

#### （４）動物愛護センターを中心とした取組みについて

動物愛護と、動物由来感染症対策など公衆衛生確保とを具現化する、専門的な拠点である香川県・高松市動物愛護センター（仮称）が整備されることの意義は非常に大きい。

動物愛護センターで実施する譲渡・啓発事業等により、ただちに殺処分となる犬猫がいなくなるわけではないが、様々な効果、特に校外学習等を通じての教育的効果を期待する。

譲渡動物の飼養環境を整え、訓練等で対人馴化を図ることにより、犬猫の譲渡適性を高めて譲渡数の増加につなげる、動物由来感染症等のサンプル調査等を実施して県民に情報提供できるといった直接的な効果のほかに、理想的な飼養環境や適正な飼養についてのモデルに触れ、飼い主が体験として適正な飼養をイメージできるといった効果も期待できる。また、啓発資料や展示により、盲導犬、介助犬及び聴導犬といった身体障害者補助犬や、セラピードッグ、災害救助犬等、人間社会で活躍する動物についての知識を深めることもできる。人間に最も身近な動物である犬や猫の現状や問題点を知り、適正飼養について考えることで、私たちの生活と動物の関係性について考えるきっかけになる可能性もある。

なお、動物愛護センターを運営するのは、結局、人である。職員や動物愛護推進員の知識の向上等を図る研修等を実施し、適正な譲渡や講習、啓発が行えるようにするほか、ボランティアの熱意・知識が来場者に伝わるようにする必要がある。

施設を開放的で明るい雰囲気にする事で、動物に興味がある人のみならず、多くの県民が気軽に訪れることができる施設となり、命の大切さ等を学べる機関として活用されることを期待する。

### ○具体的な取組み

- ・譲渡動物の対人馴化やしつけ訓練を実施し、譲渡適性を向上
- ・遠足や見学の受け入れ態勢の整備、教育・啓発プログラム等の検討
- ・譲渡犬猫の病原体保有状況等サンプル調査などの動物由来感染症対策の実施
- ・定期刊行物等を活用した、県の動物関連事業の周知
- ・施設職員について、動物愛護のみならず公衆衛生の観点も含めた知識の向上等を図る研修の実施
- ・不妊去勢手術や所有明示の徹底、犬の係留義務、猫の室内飼育努力義務の遵守等、適正な飼い方を飼養者に徹底（再掲）
- ・動物由来感染症や不妊去勢手術の必要性等の適正な飼育に必要な譲渡前・譲渡後研修の実施など、フォロー体制の充実（再掲）

## 5 おわりに

以上述べたとおり、香川県における犬猫の収容及び殺処分の減少を図るためには、野外にいる犬や猫の絶対数を減らすこと、新たな所有者不明の犬猫を増やさないこと、現在飼養されている犬猫が適正に飼養されること、収容された犬猫については譲渡適性を判断し、可能な限り譲渡を行うことが必要であり、広く県民に適正管理と公衆衛生の普及啓発を行い、理解を求めることが重要である。さらには、こうした取組みを、新しく整備される動物愛護センターが中心となって、推進していくことが重要である。

今後、この提言を受け、関係各位において取組みの具体化に向けての検討が進められ、保健所に収容される犬猫、殺処分となる犬猫の双方が減り、人と動物が共生し幸せに暮ら

す社会が実現できるよう、香川県犬猫対策検討委員会委員一同、願っている。

## 香川県犬猫対策検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 香川県における犬猫の収容及び殺処分の減少を図る施策、取組み等について、有識者や関係団体の意見を求めるため、香川県犬猫対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 検討委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体の代表者のうちから知事が委嘱する。

### (座長)

第3条 検討委員会には座長を置き、知事が指名する。

2 座長は、検討委員会の議事を運営する。

3 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

### (会議)

第5条 検討委員会は、知事が招集する。

2 検討委員会は、委員の半分以上が出席しなければ、開催することができない。

3 検討委員会は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、検討委員会が会議の全部または一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54条）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (報酬及び費用弁償)

第6条 委員及び前条第4項に定める委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議に出席したときは、附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の規定に準じて報酬及び旅費を支給する。

2 前項の規定に関わらず、委員等があらかじめ受取を辞退した場合、その他知事が適当でないとして認められた場合は支給しない。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、香川県健康福祉部生活衛生課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 19 日から施行する。

## 香川県犬猫対策検討委員会 委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属・役職
学識経験者 (動物愛護)	齊藤 富士雄 (座長)	元長野県動物愛護センター所長
学識経験者 (動物愛護)	水越 美奈	日本獣医生命科学大学・准教授
学識経験者 (公衆衛生)	井上 智	国立感染症研究所獣医科学部・第二室長
関係団体	篠原 公七	(公社)香川県獣医師会・会長
関係団体	竹内 麗子	(一社)香川経済同友会・代表幹事
関係団体	石田 雄士	香川県連合自治会・会長
関係団体	豊島 實	(公財)香川県老人クラブ連合会・会長
関係団体	岡村 隆次	(公財)香川県身体障害者団体連合会・会長
関係団体	小野 美津子	(一社)香川県婦人団体連絡協議会・事務局長
関係団体	富田 和希	香川県青年団体協議会・会長
関係団体	山本 千景	香川県 PTA 連絡協議会・副会長
アドバイザー	則久 雅司	環境省自然環境局動物愛護管理室・室長

### 香川県犬猫対策検討委員会の開催状況

第1回 平成29年6月8日(木)

第2回 平成29年9月6日(水)